

「障害児入所施設運営指針」の概要

- 令和2年2月にとりまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書において「質の保障の観点より運営指針の作成及びそれに沿った運営、支援が行われる必要性がある」と提言された。
- 提言を受け、障害児入所施設の支援の質の担保・向上に資することを目的として、厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害児入所施設運営指針（案）」を作成し、令和3年9月に発出した。

構成員

座長：柏女 霊峰（淑徳大学教授）、副座長：田村 和宏（立命館大学教授）

相澤 仁（大分大学教授）、有村 大士（日本社会事業大学准教授）、石井 光子（千葉リハビリテーションセンター愛育園園長）、石橋 吉章（全国肢体不自由児者父母の会連合会副会長）、市川 宏伸（日本自閉症協会会長）、菊池 紀彦（三重大学教授）、北川 聡子（日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会副会長）、小出 隆司（全国手をつなぐ育成会連合会副会長）、小崎 慶介（全国肢体不自由児施設運営協議会会長）、水津 正紀（全国重症心身障害児（者）を守る会副会長）、濱崎 久美子（全国盲ろう難聴児施設協議会事務局長）、原口 英之（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・予防精神医学研究部科研費研究員）、宮野前 健（国立病院機構南京都病院名誉院長）、米山 明（全国心身障害児福祉財団理事）

（敬称略）

第1章 総則

- 指針の作成目的や、障害児支援全般の基本理念と原理、および福祉型・医療型障害児入所施設の共通事項として、その社会的役割、支援に関する事項について記載

1. 運営指針の目的
2. 障害児支援の基本理念と原理
3. 障害児入所施設の社会的役割
4. 障害児入所施設の入所対象
5. 子どもへの養育・支援および家族支援に関する基本事項

第4章 施設運営・組織管理に関する基本事項

- 入所児や家族、地域への直接的な支援以外で、施設または組織管理・運営に関して基本となる事項を記載

○主な記載事項

1. 子どもの意見の尊重と参画
2. 組織運営における理念の明文化と周知
3. 中長期的な事業計画（ビジョン）の策定と周知
8. 施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止
15. 地域交流の実践

等

第2・3章 福祉型・医療型障害児入所施設に求められる支援内容

- 福祉型・医療型障害児入所施設で求められる入所児への直接的な養育・支援や家族・地域へのかかわり、職員への質向上に関する取り組み等を記載

1. 発達支援・自立支援機能に関する考え方
2. 地域支援・社会的養護機能に関する考え方
3. 職員の質向上等に関して行うべき取組

第5章 支援の質の向上に向けた取組の工夫

- さらなる支援の質の向上に向けて検討する意義があると思われる項目を記載

1. 小規模グループケアの設置の促進
2. 福祉型においては小規模グループケアのサテライト型の検討
3. 高機能な福祉機器、ICT機器・システム等の積極的な活用等
4. 地域の里親支援機能が十分でない場合の、フォスターリング機能への支援
5. 限りある地域資源し、様々な課題への対応できる環境の整備